

# 上尾市ホームページ広告掲載基準

〔平成19年3月20日〕  
市長 決 裁

## 第1 趣旨

この基準は、上尾市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告に関し、その遵守すべき事項を定めるものとする。

## 第2 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とする。

## 第3 広告の位置

- (1) 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した区画位置とする。
- (2) 広告の掲載期間中において市ホームページの運用上必要が生じた場合は、市の裁量により区画位置を変更することができるものとする。

## 第3 広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 50ピクセル、横 160ピクセル
- (2) 容量 8キロバイト以内
- (3) 画像形式 JPEG 又は GIF 形式

## 第4 禁止する表現

次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」など、操作手順を模した表現
- (2) アニメーションによる表現
- (3) アラートマークを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 市の実施する事業名に類似した表現
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

## 第5 その他の基準

利用者へ適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げる事項を遵守するも

のとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (2) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。